船橋市教育委員会会議3月定例会会議録

1. 目 時 平成25年3月25日(月) 午後2時00分 開会 閉会 午後3時50分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 篠田 好 造 長 雅 章 委員長職務代理者 山本 委 員 石 坂 展代 委 員 中原 美 惠 教 育 長 毛 成昌 石

4. 出席職員 管理部長 石 井 雅雄

> 学校教育部長 忠彦 生涯学習部長 高 橋 管理部参事兼教育総務課長 健 司 通 学校教育部参事兼学務課長 藤澤 一博 生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 佳 之 財務課長 泉對 弘志 施設課長 小 川 良平

松 \blacksquare 重 人

指導課長 鈴木 正伸 保健体育課長 岩 村 彰喜 総合教育センター所長 山本 稔

武 藤 文化課長 三恵子 青少年課長 中村 義雄 加納 誠一 生涯スポーツ課長 学務課長補佐 小 林 英俊 外 山 栄 一

総合教育センター主幹

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第6号 職員の任免について

議案第7号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について

議案第8号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理の報告

報告第1号 職員の任免について

報告第2号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 学校徴収金会計事務マニュアル (要約版) の改訂について
- (2) 平成24年度船橋市立小・中・特別支援・高等学校におけるインフルエンザ様疾患発生状 況について

- (3) 平成24年度学校教育部所管事項に関する保護者意識調査(試行版)について
- (4) 第48回教育研究論文について
- (5)「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画」施行について
- (6) その他

6. 議事の内容

【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

2月13日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配り してございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

【各委員】

はい。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第6号及び議案第8号並びに報告第1号及び報告第2号については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取り扱いその他の人事に関する事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名より申し出がありましたが、人事上の日程の都合により議案第6号を最初に審議いたしますので、傍聴人及び関係職員以外の職員は議案第6号の審議終了後に入場させたいと思います。

また、同規則第9条の規定により、議案第8号並びに報告第1号及び報告第2号は、報告事項(6) の後に審議したいと思います。

なお、報告第1号及び報告第2号につきましては、関係職員のみの出席を求めることといたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

はい。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに議案第6号について、教育総務課、説明願います。

議案第6号「職員の任免について」は、教育総務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案 どおり可決された。

【委員長】

それでは、傍聴人及びその他の議案等に関係する職員を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

それでは、まずはじめに傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏側に記載されております「傍聴人の遵守事項」について、よく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

また、先ほど非公開議案である議案第6号の「職員の任免について」は、教育総務課長から説明 後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第7号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第7号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」でございます。資料は、本冊の1ページからでございます。

改正点としましては、市長部局における職務代理者の公印を廃止するに当たり、教育委員会においても同様に職務代理者の公印を廃止しようとするものでございます。

現在、地方自治法第152条第1項の規定による市長の職務代理が設置されている期間中、その職務代理者名で発する文書への公印の押印につきましては、原則として職務代理者の印を使用しているところでございます。このたび市長部局におきまして、公印管理の適正化と事務の簡素化を図るため職務代理者の印を廃止し、職務代理者の設置期間中も公印は市長の印を使用するよう取り扱いを変更し、船橋市文書管理規程の必要な整備を図ることといたしました。教育委員会におきましても、船橋市教育委員会委員長職務代理者の印をはじめとする職務代理者の印を廃止し、職務代理者ので発する文書への公印の押印については、長の印を使用するよう規程の整備を図るものでございます。

資料3ページ、新旧対照表をご覧ください。具体的に申し上げますと、船橋市教育委員会公印規程の第5条以降を順次1条ずつ繰り下げます。第4条の次に、「委員長、教育長その他の職員に事故等があるため、他の職員がその職務を代理する場合においては、その職務を代理される者の印を使用するものとする。」という条文を第5条として追加するものでございます。

また、廃止する職務代理者の印につきましては、資料 11 ページ、新旧対照表の別表第 2 をご覧ください。一般公印のうち右側のほうです。事務局の 5 及び 6 、同じく教育機関の 3 、6 、9 及び 12 の合計 6 種類の職務代理者の印を廃止いたします。

資料3ページに戻っていただけますでしょうか。資料3ページ、新旧対照表別表第1にございま

す。この改正に合わせ、船橋市教育委員会公印規程別表第1一般公印の事務局及び教育機関の表中 印材の欄、木印とございます欄ですが、そちらのほうをあわせて削除してございますが、こちらに つきましても市長部局との整合を図るものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま、説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

【中原委員】

ちょっと確認ですが、資料確認させてください。6ページの新旧対照表の右側に6アンダーバーの欄がございますが、左側は数字が入っていないんですけれども、これは6ということでよろしいんですか。同じように7ページの頭のところも12というのが右側があって左側はないというふうになっているので、そこのところだけちょっと気になったんですけれども。

【教育総務課長】

この欄は削除になりますので、空欄ということになります。

【中原委員】

続き番号では、修正はなしということですか。市ではそこは飛び番になるんですか。

【教育総務課長】

別表第2のほうでも、そうなんですけれども、そこは空欄ということになります。番号を詰める というような作業はいたしません。

【中原委員】

これが通常の表記の仕方なんですか。何か常識的に考えると不思議な感じがしますけど。

【教育総務課長】

法規の改正ではよくあるんですけれども、削除になったときは、ほかに引用するようなことがあった場合に無理に詰めたりすると、後で不都合を生じるというようなこともございますので、例規の改正の場合には、一般的に使う手段と考えております。

【委員長】

よろしいですか。

【中原委員】

ありがとうございます。

【委員長】

ほかには。

【山本委員】

変更についての質問なんですけれども、公印が教育長は教育長だけで、あとはみんな委員長印と かというふうについているんですが、それはそういうものなんですか。

【教育総務課長】

公印を規定したときのいきさつがちょっと記録ございませんので、こちらもちょっとここのところはわかりかねます。

【委員長】

それでは、後ほどよく調べておいてください。

【教育総務課長】

はい。調べて、後ほど会議後にでもお知らせいたします。

【委員長】

ほかにはありませんでしょうか。

それでは、議案第7号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」を採決いた します。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第7号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項(1)について、財務課、報告願います。

【財務課長】

報告事項(1)学校徴収金会計事務マニュアル(要約版)の改訂について、ご説明いたします。 このたび、学校徴収金会計事務マニュアル(要約版)を改訂しましたので、ご報告いたします。資料はお手元の学校徴収金会計事務マニュアル(要約版)でございます。昨年の職員の不祥事に伴う学校徴収金会計事務の全校調査におきまして、決裁の様式や事務処理が学校により違いがあること が明らかとなりました。このマニュアルの改訂により、学校徴収金の年度途中の入出金事務を全学校で統一した処理をすることとし、事務処理過程を明確化し、管理職の確認を容易なものとし、あわせて事務の軽減を図るものでございます。

改訂においては、教育委員会事務局と、学校事務職員担当者で5回の検討会を実施し、お手元の学校徴収金会計事務マニュアル(要約版)の17ページ以降の見直しを図りました。また、2月には学校事務職員に研修を行い、4月1日よりこのマニュアルにより、事務や書式を統一して、徴収金会計事務を行ってまいります。

なお、このマニュアルは3月28日の校長会にて配付し、さらにメールにて各学校に配信し、学校ではデータを入力することによりすぐに活用できるようにしてまいります。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【石坂委員】

きょう、この資料をいただきましたので、よくわからないところがあると思うんですけれども、 まず、この表紙のところに要約版とありますが、詳細版といいますか、そういったものがあるので しょうか。

【財務課長】

この学校徴収金会計事務マニュアルというのは、平成14年にできたものがございます。このときには学校教育部のほうで詳細なマニュアルをつくりましたが、実際の会計事務の部分だけ特化しまして、要約版というものをつくった経緯がございます。今回、この要約版のところで、転出者のフローチャートと転入者のフローチャートという部分を精算事務として一括しまして、転出、転入、未納についての処理をこの精算事務で行う形にしたものでございます。

それでは詳細をご説明申し上げます。17ページをお開きください。17ページは、この精算の事務手順を記してございます。フェイスシートといって、学年ごとに徴収金については、分かれますので、学年ごとにこういう明細で、18ページの一番下に月別引き落とし額というのがあるかと思います。このような形で計画的に引き落としていきます、というものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。19ページ、20ページは、4段になってございますけれども、データの資料としては、これがみんな1列に並んでいるような形になります。それで、転入、転出、未納が起こったときに、ここにデータを入力する形になります。そうしますと、そのデータが21ページ、学校徴収金(精算・未納)通知書というところに反映されてくるような形になります。19、20ページで、入れたデータがここに出てくる形になりまして、転入、転出、未納があった場合、未納の督促とか転出、転入で返金集金があった場合に、これを保護者に通知するような形になります。

22ページの精算通知伺い書というのは、この通知書が出た段階で、精算伺い書で決裁を学校内で取るものでございます。23ページ、立ち会い記録簿というのがございますけれども、これは未納で保護者に通知した場合に、学校に持ってきた方が学校事務職員等がお金を受け取った場合に、ここで記録簿をつけて、また、この精算通知伺い書のところで決裁を取って、25ページの精算伺い書で学校長に決裁を仰ぎ、報告するというものでございます。

先ほどの立ち会い記録簿に戻りますけれども、23ページでお金を受け取った場合には、24ページの領収書を発行する。必ずこの立ち会い記録簿は2人で立ち会いをすることになってございます。実際に学校徴収金の場合は、振り込みでございますので、お金を現金を扱ったときに不祥事が生じる。そういうようなところで、現金のところは、しっかり確認することとし、ここの部分を見直したものでございます。

以上でございます。

【委員長】

よろしいでしょうか。

【石坂委員】

それがもうシステム的にデータがまずあるということなので、最初のデータはまず事務局の事務員の人が入れるんですかね。19ページ、20ページ、個人個人のデータはまず入れる作業があって、あとはそれをしてしまえば、転出のときとかに計算されて精算伺い書のようなものが出てくるということですか。

【財務課長】

まず、年度で学校徴収金の計画を立てるということにつきましては、給食の担当者とか、学年主任、教頭先生などで教材費、学級費等を決めまして、それで徴収計画を立てていくのは3ページの収入の部分になります。実際に今度はその定期的な引き落としに間に合わなかった未納とか、年度途中で転出した場合については、この担当者から幾ら幾ら入っていて、幾ら幾ら未納ということの資料が出てきますので、それを19ページのデータを使って入力していく形になります。このデータをこれを入れることにより、21ページの通知書に反映してくる形になります。

【石坂委員】

じゃ、その事務員の方が、最初の給食費だとか副教材費とか会費だとか、そういったものを入れなくてはいけないということはふえたんでしょうか。処理的なことでは。

【財務課長】

実際の処理というのは、手処理で今までやってございましたので、転出とか未納の督促とかということは、事務を手処理でしていたところでございます。これをデータを入れることにより、この学校徴収金の精算未納通知書というのは、データが反映されて出てきて、プリントアウトするだけ

になりますので、事務の軽減になっておると考えております。

【石坂委員】

どなたかAさんがどういう状況かというのは、数値をきちんと入れれば精算伺い書が出てくるということですけれども、一番はじめはデータを全て入れなくてはいけないんですよね。

【財務課長】

データについては納入未納とかついては、学校徴収金の中で学年主任とか栄養士さんとか、そういうところが管理しておりますので、実際に精算部分になったときに、学校事務職員がかかわる形でございます。

【委員長】

よろしいですか。

【中原委員】

一番最後、31ページのまとめのところに、先ほどからご説明いただいている現金の管理の点でも、現金を置かないことが原則で、なおかつそういう必要のため、現金が生じた場合は複数人で取り扱って、それも長期には学校には置かないんだというようなことをきちっとまとめられているんですけれども、学校の中での事務って本当にケースごとにいろいろ柔軟に対応していかなきゃいけない部分もありますし、その対象に対して丁寧にかかわろうとすると、どうしてもきちっとした事務の流れの中で済まないというようなことが起こるので、皆さんご苦労されているんじゃないかというふうに思うんです。

こういうことについて、やはり管理職や事務の方たちのそういういろいろな気遣いだとか配慮だとかというものを潰さないようにしながら、事故が起こらないようにきちっと対応していくというあたりが、実はとても大事で、この複数人でいったときに、学校の中で誰がやるのかということとか、長期にわたることなくといっても、この長期というのは、例えば2日なのか3日なのかというようなこととか、そのあたりをある程度はこのマニュアルを生かすための何か次の知恵みたいなものは、学校の中でちゃんと検討されていないとこれが生きないんじゃないかなというふうな心配なんですけれども、現場の声とかからは、そのあたりはどうですか。

【財務課長】

この見直しに当たっては、学校事務の担当者も入れて検討会を持ちました。その中で確かに複数人というところは、問題点としてあったことは事実でございます。ただ、この現金を受け取るということについては、どうしてもここの部分は、後で見直すというのはちょっと難しゅうございますので、どうしても複数人で確認するということは、事務局のほうからお願いしたところでございます。また、これからも問題点とかが出れば、その都度検討して、見直せるところは見直して、よりよい方向に持っていければと考えております。ここで統一的なものにして調査をやって、また問題

点が出れば検討していくというような方法をとっていきたいと考えております。

【中原委員】

いろいろな問題について、事務の担当者だけに押しつけるのではなくて、学校を管理する人たちが一緒に担っていくんだという感覚が必要だということで、今、ご質問したんですけれども、そういうことを啓発的にやはりきちっと伝えていくようなこともないと、マニュアルが生きない点はあるかなと思います。

【委員長】

ほかには。

【山本委員】

このマニュアルは来年度、25年度4月1日からこれに沿って行っていくということですか。

【財務課長】

そのとおりでございます。

【山本委員】

すると、会議で承認された後、1週間しかないんですけれども、それこそ今の事務の方といろい ろ検討してということですけれども、校長も含めて、周知徹底する期間が余りになさすぎて、大丈 夫かなというふうな疑問を持っているんですが。

【財務課長】

この点につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、2月に学校事務職員に研修をして、これの取り扱いについてご説明申し上げております。また、校長先生についてはこういう改訂をするということでお話ししてありますので、その中でまた徐々にやっていきたいというふうに考えておるところでございます。また、先ほどの徴収金のところで、未納の徴収した部分にどの金額を充てるかというのが、実際調査をしたときに不明なところが多かったので、この辺もクリアして、校長先生に決裁がわかりやすい方法でやれるように配慮したところでございます。

【委員長】

よろしいですか。

それでは、私から1つ。31ページのところに、現金が生じた場合、複数人で取り扱い、その際長期にわたることなくということで、最初ですからこれでいいと思うんですけれども、複数人というのは何人なのか。それから複数人の場合にどの役職の方に確認してもらうのかということと、長期というのは、2日で長期という人もいれば、1日で長期という人もいる。うちなんかも仕事やっていますと、3日後に現金払いとか、一千万とか一千何百万とかというときもあります。その長期

というところも、例えば金融機関の実営業日何日までとか、そういう決め方をしておかないと、あ やふやになると思うんです。これ報告事項ですから、別に審議ではありませんので、報告として承 っておきますけれども、4月以降、これを実際に運用されていくわけですけれども、やはり現場の 方がやりやすくないと、絶対こういう管理というのは長続きしませんので、やりながら現場の人の 意見を聞き、管理する方のよりやりやすいやり方というのを模索しながら、進めていっていただけ ればなというふうに思います。

【財務課長】

この点は、学校事務職員とも検討を重ねてまいりまして、長期というものはどういうものかというのを、一応の目安として2、3日ということでは申し上げてございます。ただ、何日というのは出しておりません。また、記録簿は、4月1日からということではなくて、もう不祥事が発覚して12月に研修等をした後、実際にやっておるところでございますので、その点ご報告いたします。

【委員長】

長期というのは今2、3日ということでおっしゃっていましたけれども、例えば支払いが遅れますと、1日幾らでもって金利を取られるという場合もあります。また違約金を取れる場合もありますし、その長期のところはあやふやにしないで、2日でも3日でも、私は5日でもいいと思うんです。金融機関の営業日5日以内に金融機関に入れるとかというところを、きちんと定めておいたほうがいいと思います。2日なら2日でそれができるのであればいいですけれども、余り無理してしまうと、また今度大変なことになりますので、その辺はよく現場の意見を聞きながら、規則として決めるべきところは決めておいたほうがよろしいんじゃないかと。これはあくまでも意見ですので、これで運用していって、実際にいろいろなことが出てくると思います。その辺はよく相談をしていただきながらやっていただければと思います。

【財務課長】

わかりました。この点、心して事務に当たりたいと思います。ありがとうございます。

【委員長】

現場の意見を十分聞きながら、なるべくやりやすいように、管理しやすいようにお願いします。 それではほかにはございませんか。

それでは、ないようでしたら、続きまして、報告事項(2)について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

報告事項(2)平成24年度船橋市立小・中・特別支援・高等学校におけるインフルエンザ様疾 患発生状況について、ご説明いたします。

本冊の15ページでございます。まず、インフルエンザですけれども、小学校では今年度流行の

立ち上がりが早く、11月12日に最初の学級閉鎖がございました。このため、大流行を心配したところですが、結果的に資料にありますように、報告学校数は33校、昨年度の約60%でございます。学級閉鎖実施校が、真ん中あたりですが31校、これも60%ぐらいです。その下のほうですけれども、閉鎖実施学級数は、昨年281学級だったんですけれども、今年は71学級です。約25%ということで、昨年度よりかなり少ないという報告でございました。

また、中学校におきましては、昨年と大きな変化はございませんでした。特別支援学校、高等学校におきましては、学級閉鎖等はありませんでした。

次のページをご覧ください。麻しんにつきましては、昨年度同様、今年度も発生しておりません。 感染性胃腸炎につきましては、2006年に次ぐ高い水準で全国において流行しているといった 報道もありました。小学校におきましては、資料のとおり、報告数の学校が8校、昨年度の4倍で ございます。患者数においては、昨年度の7倍の108名ということでございました。中学校、特 別支援学校、高等学校については、報告はありませんでした。

以上でございます。

【委員長】

それでは、ただいまの報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

インフルエンザは、一応解熱後2日間は自宅待機というか、そういうふうになっていますけれども、そういう目安を適用して、例えば1日しか学級閉鎖はなかったということが理論的にはあり得るんですけれども、非常に数学的に言うとすごい確率なのかなとも思うんですが、そこら辺、解熱後2日は出てはいけないとかということを徹底しているわけですか。

【保健体育課長】

今ご指摘ありましたように、平成24年度から発症後5日かつ解熱後2日ということで、これにつきましては徹底されているかと思います。ただ、土日を挟んだりすることもございますので、学校医の先生に相談をし、助言を仰ぎながら、閉鎖の日数を決めているところでございます。

以上でございます。

【山本委員】

ノロに関しては、これも1つの集団に20%休むと、学級閉鎖、学年閉鎖とかいうことになるような目安を適用していますか。

【保健体育課長】

おおまかな目安については、今のご指摘のあった20%程度なんですけれども、はやっている校舎の位置であるとか、階数がどうなっているかとか、使っている手洗い場所がどうなっているかとか、そういったことも見ながら、これも同じく校医の先生との相談をしながら決定しているところ

でございます。

【山本委員】

そうすると、下痢が止まったらいいというふうな、1つの登校目安というのはそういうことで適用するんですか。校医の先生に相談しながらですか。

【保健体育課長】

校医の先生と相談しながら、進めております。

【委員長】

ほかには何かございますか。

【石坂委員】

インフルエンザで学級閉鎖期間が1日間から6日間まで、何校か数字が載っていますけれども、 この分、例えば6日間学級が閉鎖されたクラスについて、そのクラスだけの何か対応、後の対応で すか、授業対応とか、されたんでしょうか。

【保健体育課長】

昨年度は、授業数の関係で休み中に出てきたりということが、ありましたけれども、今年度はそういった報告はございません。

【石坂委員】

単純に考えますと、1日6時間あったとして、それが6日間休みになりました。そうすると、3 6時間分の対応はしていないということでしょうか。

【保健体育課長】

既にこの分を除いても、規定の時間を超えて、教えるべきところは終わっているというところで ございます。

【委員長】

よろしいですか。

【石坂委員】

それについて、保護者から何か問い合わせとかはなかったですか。

【保健体育課長】

保健体育課にはそういう問い合わせ等は来ておりません。

【委員長】

規定の時間はちゃんとクリアしているということですね。

ほかにないようでしたら、続きまして、報告事項(3)及び報告事項(4)について、総合教育 センター、報告願います。

【総合教育センター所長】

報告事項(3)17ページをご覧ください。平成24年度学校教育部所管事項に関する保護者意 識調査(試行版)について、ご説明いたします。

この調査は、27年度から実施の船橋の教育、後期船橋教育振興基本計画の策定の参考資料として、質問の仕方や選択肢等について検討・改善を加える資料を得るために、試行版として保護者意識調査を実施したものでございます。

調査方法は、10月25日から11月5日の期間に、小学校11校及び中学校11校を抽出し、小学校6年生と中学校3年生の保護者を対象に、合わせて688名に調査をいたしました。その調査結果につきましては、別冊に保護者意識調査(試行版)集計結果というものと、平成24年度保護者意識調査(試行版)傾向・意見とまとめというものがございます。ご覧ください。

この調査評価を見ますと、質問の仕方やまとめ方について、さらに検討し、改善をしなければいけません。また、保護者の中には、自由記述の中に、この調査を行ってみてはじめて船橋の教育の推進目標や施策について知りましたという感想もありました。施策についてさらなる啓発活動を保護者に行う必要を感じました。

25年度には、市内の小中全学校の小学6年生と中学3年生の抽出学級1学級の保護者合計2,7 00名を対象に調査を実施する予定でございます。船橋の教育、後期船橋教育振興基本計画の策定 の参考資料となります。

以上が報告事項(3)でございます。

続きまして、本冊の資料19ページをご覧ください。第48回教育研究論文についてご報告いた します。

教育研究論文事業は、教職員の自主的な教育研究及び教育実践を奨励することにより、本市教育の充実に寄与することを目的に、昭和40年から実施しております。今年度で48回目を迎え、2月15日には、石毛教育長及び審査委員長日本女子大学教授坂田仰先生をはじめ、関係者の方々にご出席をいただき、表彰式を行いました。

審査結果につきましては、資料のとおりでございます。今年度は、18名の応募がありました。 近年、教諭、栄養教諭、事務職員と広い職種から応募があり、内容も教科指導や学級経営の実践、 健康、食育、小学校英語、ICT活用など多岐にわたっております。また、応募者の経験年数を見 てみますと、5年以内の者が10名おり、教育長賞受賞者はこの中の経験5年の教員でございまし た。

今後、この研究成果が各学校での新たな実践、研究の貴重な資料となるよう研究論文集として各学校へ配布してまいります。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、何かご質問はございますでしょうか。

【中原委員】

この調査結果をとても興味深く見たんですけれども、まず第一に、「余り知らない」の割合が全体的に高い。ご説明の中にもありましたが、やはり学校教育について関心を持っておられると思うんですけれども、でも、何をどんなふうにやっているのかがなかなか伝わらないというところが、調査全体としてはかなりはっきりして、これは多分前回も同じような結果だったのではないかと思うんですけれども、この点について積極的にどう取り組んでいくかというところは、本当に重要だなというふうに思っております。

もう1つ、この調査の目的であります策定資料の作成のための調査項目の検討ということでお話がございましたけれども、例えば2期制の取り組みについて伺いますの項目が、傾向、意見とまとめの2ページ目の上のほうにあります。効果が出ていると思うかというふうに尋ねているわけですけれども、まず、こちらの意図というのが説明されていて、効果はどうかというふうに聞いているんですけれども、保護者としてこの効果というのをどう捉えていいのか、やはりこの設問だと難しいんじゃないかなと思うんです。もう1つ具体的に、例えば教師がより子どもと接する時間がふえたというふうに実感されていますかと聞かれれば、親の実感として、少しは前よりいいかなとか、いや、そんなふうには感じないなというふうに評価できると思うんですけれども、この効果が出ているかというふうにひとまとめで聞いてしまうと、かえってつかみにくいのではないかというふうに感じます。ですから、項目の検討というのは、本当に力を入れてやってほしいと思うところです。

そして、結果のまとめのところで、約半数の保護者は効果が出ていると感じていると書いている 感覚は、やはり私はちょっとずれていると思います。と申しますのは、結果のほうですね、こちら の集計結果の7ページをご覧いただくと、今の項目があるんですけれども、パーセントで言えば、 42対58ぐらいが感じたんですよ。これは2対3です。2対3を、約半数の保護者は効果が出て いると感じているとまとめるのは、やはりまずいだろうというふうに思います。それは、もちろん 調査項目のあいまいさがあるので、どうジャッジしていいかわからないという保護者がかなり含ま れてはいると思うんですけれども、それでも結果を出すときに、私たちが42対58を半数はオー ケーだと言っていると書いてはいけないというふうに、私は思います。

以上です。

【総合教育センター所長】

非常に貴重なご意見ありがとうございます。言われてそのとおりだなというふうに感じております。何分、現場におる者が頭を寄せ集めてつくったものでございまして、試行版ではない本番ものにつきましては、さらに専門家のご意見をお聞かせいただいて進めたいと思っております。ありが

とうございました。

【石毛教育長】

今の中原委員の言うことは、そのとおりなんです。こういう調査というのは、こちらが意図するほうへ引っ張ろうとすればいくらでも、悪い言い方すれば引っ張れるよう項立てができるし、逆だとまた逆になるので、素直な項立てをしていくと、ちょっとわけがわからなくなってくる部分もある。例えば2期制でいいますと、議会でも議論になった部分もあるんですけれども、例えば授業時数の問題からこの2期制、船橋市の場合は1つの大きな理由として、これはわかりやすいんです。確かに授業時数がふえますから。

それから、ここでも私言ったんですけれども、授業時数がふえる、日数がふえるということは、 給食の回数もふえるんだよと。そうすると父兄は喜んで賛成するよと。これは半分冗談まじりに言 ったんですけれども、船中でこの2期制を導入するときにはそれは入れたんです。

それから、今度は2期制のもう1つの大きな理由は、相対評価から絶対評価に変わっていったわけなんです。この辺になると、専門家の先生もなかなかわかりにくいんです。ただ、やっている現場の教員は、それこそ長いスパンで評価ができるところはできる。具体的に言うと中学は、3学期制だと7月に期末試験じゃないですか。すると、中間テストは、連休明けの6月ぐらいですよね。そうすると、音楽ですとか技術科ですとか、授業時数の少ないのは、もうほとんど授業やらないで中間テストに入るわけなんです。それで中間評価をする。相対評価の場合はできるんです、それは。5が25%ですか、1が25%、4が何%、3が何%の中に振り分けちゃえばいいわけですから。

ただ絶対評価となると、基準をつくってそれに基づいてやるわけですから、なかなか評価しにくい。だから、現場の先生が言うのは、指導と評価の一体化が図れてきているとか、そういう見方は、やっている人はできるんですけれども、保護者の立場になると、大きな理由の柱ですよね、1つの授業時数と。それはなかなかわかりにくいんです。ですから、総合教育センターの所長も随分苦労しながらつくっているんだろうと思いますけれども、そういったことのよし悪し、効果が出た出ない、保護者に問うのはなかなか難しいなと。ただこういうアンケートでね。

それともう1つは、今度は学校のほうで、例えばこれも議論にあったんだけれども、通知表は出さないけれども、夏休みに保護者の方に来てもらって、三者面談をやっているわけなんです。そうなると、ただ通知表を渡すよりも、もっと保護者に効果があるわけですよね。わかりやすいわけなんですよ。そういうものを項目化していって、どうですかというようなことにするとか、委員おっしゃるように、もっともっと保護者の方々がわかりやすいような項立てをして、効果があるのかないのかというようにしていかないと、委員おっしゃるようにわけのわからないところで結論を出すのはおかしいよというようなことになると思いますので、十分、総合教育センターにも研究していただこうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【中原委員】

ありがとうございます。ご説明の中にもありましたけれども、調査自体は非常に教育的で啓発的で、やはり私たちがどれだけ教育に対して考えを持って取り組んでいるかというところを保護者の

方たちに伝えていくという意味もある。今、石毛教育長がおっしゃったように、そういう点で何を項目としてきちっと入れていって、保護者の方たちに評価してもらうのかというあたりのところは、とても大切だなというふうに思います。

今回、集計結果を見て、回収率90%を超えているというこの高さは、やはり保護者の方たちの協力の姿勢ですとか関心の高さを象徴している数字だというふうに思いますので、そういう意味では、こうした力を子どもたちのためにどう活用していくかというところは、大きなこととして取り組んでいただけたらいいなというふうに思います。寄せられているご意見も読ませていただくと、本当に具体的なところもいろいろ関心持って見てくださっているんだなというところがわかります。ありがたいことだなというふうに思いますので、このあたりもぜひ活用していけるような方法がいいと思います。

【委員長】

ほかにはありますか。

【石坂委員】

中原先生がおっしゃられたことは全て同感で、石毛先生はさすがに保護者のことがよくおわかりになっているというのを感じていますけれども、本当にこのアンケートの回収率、ここまで高い数字というのはかつてないぐらい、何をやったとしてもこんなに高い数字が出てくるようなことはないので、やはりこちらからの発信力がなさすぎたということだと思います。

特に保護者がやはりどういった手段で船橋市教育委員会がこうしていこうと考えているかというのを知ろうとするかというと、やはり学校だよりですとか、そういった配布物だと思うんです。わざわざ船橋市のホームページを開いて、それで船橋市の教育を知るとか、たまたま海外からいらっしゃったりとか、他県からいらっしゃる方ならまずそうするかもしれないですけれども、やはり身近なところでいきますと、学校からのお知らせが一番目にするものだと思いますので、その辺、もっとお知らせしていかなきゃいけないし、この1-1から1-12までのアンケートを見ても、例えば1-12の安全を確保する体制づくり、これなんかでも50%以上、51%の方が知らないとおっしゃっていますし、1-5の子どもたちの体験・交流活動の推進とか、本当に普段学校からもきちんとお知らせはいっていると思うんじゃないかという項目でさえも、5割ぐらいの方が知らないとおっしゃっているということなので、その辺はもう少し丁寧に周知していかなければいけないと思いますし、ちょっと辛口になってしまいますけれども、この傾向と意見とまとめに関しましては、ちょっとまとめとしては考え方が甘いかなという感じがいたします。もう少しこのアンケート結果を受けとめなければいけないんじゃないかと思います。

【山本委員】

私も中原先生が言われたように、2期制が半数以上と聞きたかったんですけれども、我々の世代はやはり夏休みがあって、冬休みがあって、春休みがあって、それで学年が変わるという3期制に慣れ親しんでいるので、2期制に対して非常にやはりちょっと違和感が、小中学校で2期制という

のはちょっと違和感があるので、そこら辺が抽象的な言い方だとわからないと思うんです。

その証拠に、例えば英語教育とか、それから朝読書とか、こういうのをやっている具体的なものに対しては、親御さんたちみんなよく知っているとかいう回答してくださるんですけれども、コミュニケーション能力と社会性の向上とか、こういう非常に抽象的なことを聞かれると、何だかよくわからないというようなところがありますので、やはり具体的な例とか、そういうことを知らせる。それから、そういうのを挙げて調査するというと、どういうところが問題かというのが出てくるのではないかというふうに思います。

【委員長】

ほかにはございますか。

私から言うと、船橋の教育に関する推進目標、それから政策について、これから見直しの時期に入ってくるわけです。この間の議会でも質問されましたし、こういうアンケートを踏まえながら、これからの政策に生かしていくわけなので、アンケートの企画というのは大事だと思うんです。

2期制については、私も議会の答弁でおおむね良いふうにされているんじゃないかということで答弁させてもらったんですけれども、この保護者のアンケートを見ると、またちょっと違うかなと。でも、ただ先ほどのアンケートの仕方、私はこの2期制というのはいいと思っているんです。ただ評価、評価で追われるよりかは、自由な発想だとかそういう部分を取り入れるには2期制というのは適しているのかなと。私も高校のときは2期制でしたので、小学校でも中学校でも、いわゆる学校に外へ出る課外学習みたいな形で行く場合もありますし、そういうのを踏まえると、2期制のほうが子どもたちにとっては、ただ学校の机の上だけの勉強じゃなくて、いろいろ街に出たり、いろいろな街の現状を見たり、また大人たちが仕事をやっている現場に立ち入って働く場の雰囲気を経験させるととか、いろいろな意味で2期制というのは私はいいんじゃないのかなというふうに思っております。

ただ、その辺の意図がこのアンケートの中では保護者に十分伝わらないというふうに思うんです。 船橋は、非常に教育に関しては、私は一生懸命やっていると思うんですけれども、学校とお子さん と家庭、この3つがきちんと連携をとることが重要だと思うんです。学校としては、船橋の教育方 針というのはこういうふうにやっているんだということを正直に正々堂々と、保護者に向かってP Rしていくという必要があるんじゃないかと思います。

いろいろな保護者の方もいらっしゃるかもしれませんけれども、それでも我々はこういうふうに やっているんだと自信を持って、いわゆる教育理解を得るために、学校も保護者にきちんと胸を張って言うべきじゃないかなと思います。これが余りにも遠慮しすぎていたので、保護者のほうに伝わっていないのかなというふうにも思いますので、その点を踏まえて、今後もアンケートをとっていただければ、また 2 期制などについても違った考え方はもっと出てくるんじゃないかなと思います。もうちょっとちゃんと説明すれば、私は 2 期制のよさというのはもっと伝わると思うんです。またこれからこういう調査をしていくんでしょうけれども、そういった点を踏まえてやっていただければと思います。

ほかになければ。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(5)について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

報告事項の(5)第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の施行についてご説明いたします。 資料は、本冊21ページのパブリックコメントの実施状況、それと23ページから32ページまで のパブリックコメントに対する市の考え方、並びに別冊の浅黄色の表紙のふなばし一番星プラン、 こちら本体となります。

本計画につきましては、平成24年11月の教育委員会会議定例会で第二次計画の最終案をご報告し、今後はパブリックコメントを経て、大きな修正がなければ計画を確定する旨をご説明させていただいたところでございます。そこで、昨年12月20日から本年の1月25日まで、パブリックコメントを実施いたしました。

21ページの実施状況にあるように、9人の市民の方から22件のご意見をいただきました。その後、2月12日の推進協議会でお寄せいただいた意見1件1件を検証し、この意見に対する市の考え方について協議させていただきました。協議の結果につきましては、23ページからのパブリックコメントに対する市の考え方に記載してあるとおりでございますが、特に23ページの意見番号2-1の、生涯学習について定義のような内容でわかりやすい記述を挿入してほしい等の意見とか、32ページの意見番号9-3、第二次計画の改定のポイントの項を修正したほうが理解しやすいですよと。こういった意見がございました。これにつきましては、協議会のほうからも指摘があったとおり、修正したほうが非常にわかりやすくなるよというご意見もありましたので、本冊というか、浅黄色の計画なんですが、7ページの例えば2つの重点目標の改定ポイントの1)、こちらにつきましては、ご意見があったとおり全文を修正しまして、書きかえてございます。また、8ページの説明文の下から4段目、「市では」ということから、以下全文をご意見のあったとおり修正して、市の考え方としてまとめさせていただきました。パブリックコメントの意見並びに修正点につきましては、本部員並びに副本部長、本部長にご説明を申し上げまして、平成25年3月18日から第二次計画を施行することといたしました。

今後につきましては、進行管理が一番大事になってくると思うんですが、こちらについては社会 教育委員会議の中できちっと進行管理をしていくというふうに考えております。

第二次基本構想推進・推進計画については以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【中原委員】

お寄せいただいたご意見を読ませて見せていただきましたが、このコメントをわざわざお持ちいただいたり、郵送してくださったり、本当に熱意を持って対してくださる方が記載いただいているからだと思いますが、貴重なご意見をいろいろ踏まえていて、どんなふうにそれをこれからの企画

の中で、きちっと反映させていくかというところは、今後の課題だと思いますけれども、特に私は子どもの居場所ですとか、青少年の学校教育と、それから成人教育の中間ぐらいに位置する人たちに対しての施策がやはり薄いんじゃないかというところは、ちょうどほかの部署の事業、この絡みもあって、なかなか生涯教育のほう、生涯学習のほうでというのが広がらないこともあるとは思うんですが、そこはどう連携してやっていったとか、地域とつながりながらどう進めていくかとか、やはりその辺は大事にしていきたいところだなと思います。

本当に一生懸命考えてくださっていて、これがでももっと広がるといいですよね。たくさんの方がいろいろなご意見をお寄せくださるような、そういうふうに広がっていくといいと思います。

【委員長】

ほかには。

【山本委員】

生涯学習の究極といいますか、一言で言えば、やはり学んだことを自分に生かす。それから地域に生かすということだと思います。というふうに考えると、この知の循環型社会というのは非常にいい言葉じゃないかなと思うんですけれどもね。キャッチフレーズに大いに使ってもいい言葉かなというふうな感想を持ちました。

【社会教育課長】

ありがとうございます。知の循環型社会というのは、我々が考えた言葉であればすごくかっこいいんですが、もともと国の施策の中で出てきた言葉で、ちょうど今、本当に生涯学習がただ単に自分が楽しいとか生きがいだけではなくて、学んだことを地域で生かしましょうというのが平成18年の教育基本法の改正の後の、非常に注目する点ではないかというふうに思っていますし、また、今回のつくり込みについても、十分それを意識してつくらせていただきました。また、中原委員からもお話があったような、若者のちょうど一番難しい世代、なかなか生涯学習に参加しない世代なんですが、実は今回の議会でもその質問がございまして、そういった若者をいかに生涯学習の場に出していくかというのが非常に課題になってきていると思います。私どものほうでは、例えば成人式の参加してくれるボランティアの子たちとか、また、市民文化創造館のほうでも事業をやっておりますので、また、そういったところで若者をつなぎとめて、生涯学習の場に参加していただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

【石坂委員】

まず、この冊子ができ上がった場合は、中はカラーになったりするのですか。

【社会教育課長】

今回は印刷製本費でやるということではなくて、役所の中の印刷機でやりましたので、カラーで

はなく、これで完成形でございます。 以上でございます。

【石坂委員】

わかりました。ただ、やはりこうしたきちんとした計画が、多くの方のお考えや、いろいろ関心を持ってくださった方の意見を反映して、出来上がったとしても、やはり手に取って見ていただけるかどうかというのも大事なことだと思います。先ほどの船橋の教育の冊子についてもそうですけれども、完成して、学校内図書館なり、それなりに目のつくところにあっても、それを見ていただけるかということが一番重要だと思うんです。もうきちんとこれ全て読めませんでしたけれども、本当にこのとおり、船橋の第二次計画の重点目標のとおりの生涯学習ができていけばすばらしいと思いますので、何かそれも皆様にお知らせする手段としては、何かもう少しあればいいのかなと思いますけれども。

【社会教育課長】

こちらの冊子については、もちろん関係機関等々はお配りします。また、社会教育委員の皆様や公民館運営審議会の皆様、また公民館等々でもお配りして、できるだけ多くの人に見てもらうように、ホームページ上のほうでも公開しておりますので、そういったところで出させていただいて、また、いろいろな市民大学も授業の中で使う。そういったところでも学習の機会で提供させていただきたいというふうに思っています。

【委員長】

ほかにはございませんか。この確定した計画をきちんとと一般の方にお知らせいただきたいと思います。

それでは、続きまして、報告事項(6)「その他」で、何か報告したいことがある方がいらっしゃいましたら、ここで報告を願います。

【生涯スポーツ課長】

お手元の資料をご覧ください。船橋アリーナプールのタイル剥離について、ご報告いたします。 船橋アリーナの温水プールにつきましては、平成25年3月1日午後5時半ごろに、プール槽及 び床面のタイル剥離が発見されたことにより、現在利用者の安全確保のためプールの利用を中止し ているところでございます。3月2日及び6日、7日にかけまして、専門業者による現地調査等を 実施し、その結果報告書をもって、関係部署に工事の設計依頼をしているところでございます。ま た、関係部署と協議を進め、できる限り早期の復旧を目指しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

他にご報告がある方いらっしゃいますか。

【石坂委員】

先日の虹のコンサートの報告をいたします。 3月9日に虹のコンサートがございまして、合唱とか器楽の、今年全国出場されて、もちろんトップになった宮本小学校ですとか、東日本代表になった学校10校の演奏がありました。私はそちらにはじめて行ってまいりましたけれども、さすがに高いレベルでありましたので、演奏力はさすがで、本当大人顔負けといいますか、すばらしかったんです。

ぜひ広めていただきたいといいますか、地域でもっとそういった各学校がお披露目をする場所があれば、もっといいんじゃないかとすごく感じたんです。というのは、文化ホールには、2階は結構いっぱいでしたけれども、1階は生徒の席だったかもしれませんけれども、もっとたくさんの方が集まっていらっしゃるかなというのがちょっとありましたので、多分、それがもし地域で近くで演奏会があれば、もっと多くの方が足を運べたのではないかなと思いますので、ぜひそういった機会もそれぞれの学校で設けていただていて、やはり音楽ってすごく癒やされるなといいますか、感動がいただけるなと思いますので、広めていただきたいと思います。

あと、今日は小学校が終業式ですし、中学校はもう終わっています。卒業式も無事に終わったわけですが、今年度を振り返って石毛教育長に一言ご感想をいただければと思うのですが。

【石毛教育長】

あちこちでいろいろなあいさつをさせてもらうんですけれども、社会的には、スカイツリーがオープンしたとか、あるいはロンドンオリンピックの選手の活躍ですとか、あるいはiPS細胞の山中伸弥さん、すごく明るい話題というか、例年になく大きな動きがあった中で、教育界を見てみますと、具体的には後半のほうに集中したんですけれども、いじめの問題ですとか、あるいは体罰の問題ですとか、そういった暗いニュース、そしてそういった中で教育委員会への疑問ですとか、大変議論が多く、我々もそうですけれども、学校現場も、相当先生方は緊張しながら過ごした1年なのかなと。船橋市でも反省すべき事務職員の不祥事がございました。

そういった1年だった気がするんですけれども、急に言われたので、もっといろいろあるのかもしれませんけれども、ただ、子どもたちの、今、虹のコンサートがありましたけれども、様子を見ますと、スポーツ、音楽は、これはもう船橋市は定評のあるところということなんですけれども、今年度は理科の分野ですとか、あるいは作文ですとか、読書感想文ですとか、あるいは新聞づくりの面ですとか、あるいは絵画、美術の面ですとか、多方面にわたって、それこそ具体的に言いますと、内閣総理大臣表彰ですとか、文部科学大臣表彰ですとか、あるいは美術なんかはルーブル美術館賞ですか、とか、あるいは企業がやっているようなそういったイベントでもトップレベルの活躍をする子どもが多かったと。例年、そういうトップレベルの活躍をすると、市長表敬というのをやるんですけれども、昨年は担当に聞きますと約140件、今年はもう既に170件を超えて、既にというかもう終わりなんでしょうけれども、非常にその市長表敬をすることが多かったということで、子どもたちの活躍というのは満遍なく秀でた子どもたちが出ていると思うんですけれども、人

口が60万人を超えてふえている。子どもの数も、一時から比べれば少ないんですけれども、漸増の傾向がある中で、多種多彩な能力を持った子どもたちが船橋市にはたくさんいるんだなと。

それから、生涯学習の現場を見ても、大体私とか生涯学習部長とかというのは、土日は大体あちこち行くんですけれども、やはり推進役になっている方々の熱意ですとか、あるいは参加されている方たちの楽しんでいる姿というのを見ると、そういったものが総合されて、市長の基本理念である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」のまちづくりにつながっていくのかなと。

よく近所づき合いというのはもちろん一番大事なんですけれども、こういった社会が複雑化、多様化してくると、近所づき合いのほかに趣味のつき合いですとか、あるいは特技のつき合いですとか、あるいは例えば悩みの子育ての中でのつき合いですとか、いろいろな子どものつき合い、いわゆるもっといい言葉で言えば、船橋市民の縦横無尽な人間関係が網の目のようにでき上がってくる。そういう中でいろいろな心配事が解消されたり、いろいろな事業に活力を与えたりしていくので、実は教育というのはそこが大事なのかなと。

さっき生涯学習の話題になりましたけれども、山本委員さんおっしゃることが全てで、ちょっと前までは生涯にわたって学習することが目的だったんですけれども、学習したことを地域やそういう人間関係の中で波及していく。そしてお互いに充実感の味わえるまちにしていくというのが最終的な狙いだと思うので、そういった意味では多種多様な子どもたちがたくさん出てきているということは、将来の船橋市が楽しみだし、楽しみが実現できるようにまた私たちは努力していかなきゃならないのかなということを、特に今年は音楽スポーツに限らず、あらゆる分野で出てきましたので、暗い一面もあったけれども、そういった市民や子どもたちの活動を見ると、夢も見られるのかなと。

わけのわからない感想で失礼しました。急に言われたのでそんな感じがいたしました。 以上です。

【委員長】

ありがとうございます。ほかには何か。

ほかにないようでしたら、それでは先ほど非公開といたしました議案の審議に入りますので、傍 聴人は退席願います。

(傍聴人退場)

【委員長】

それでは、議案第8号について、文化課、説明願います。

議案第8号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

議案第8号については、原案どおり可決いたしました。 続きまして、臨時代理の報告に入ります。関係職員以外の方は退席願います。 それでは、報告第1号について、学務課、報告願います。

報告第1号「職員の任免について」は、学務課長から報告があった。

【委員長】

続きまして、報告第2号について、学務課、報告願います。

報告第2号「県費負担教職員の任免に関する内申について」は、学務課長から報告があった。

【委員長】

それでは、本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。 これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。